

総社市社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第17号

総社市社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

総社市社会福祉事務所設置条例（平成17年総社市条例第120号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(所管事務) 第2条 事務所においては、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める援護、育成又は更生の措置その他特に市長が命ずる社会福祉及び社会保障に関する事をつかさどる。</p> | <p>(所管事務) 第2条 事務所においては、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める援護、育成又は更生の措置その他特に市長が命ずる社会福祉及び社会保障に関する事務をつかさどる。</p> |

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。